

凡例

一、本巻は琉球王国評定所文書、第八巻である。

一、本巻は東京大学法学部法制史資料室所蔵の琉球評定所記録及び国立公文書館蔵旧琉球藩評定所書類を収録したものである。

一、収録史料中の標題に付されている番号(例、一五〇など)は旧琉球藩評定所書類目録(東京大学史料編纂所所蔵)中の整理番号である。

一、本巻は旧琉球藩評定所書類目録(東京大学史料編纂所所蔵)中の整理番号に従い、通巻番号順に収録してある。

一、各号文書の本文見出しは、旧琉球藩評定所書類目録に従っており、史料標題と異なる場合がある。

一、本巻は巻頭論考と、各史料ごとの解題、および史料本文よりなるが、各史料ごとの解題の末尾には解題

執筆者を明示してある。

一、筆耕は法政大学沖縄文化研究所所蔵の写真複製本のコピーを用いておこない、判読の困難な部分については浦添市立図書館沖縄学研究室所蔵の写真複製本と、原本で照合した。

一、収録に際しては出来るだけ原史料の体裁を留めるよう努力したが、編集の都合上、以下の変更を加えた。

1 旧漢字は原則として新漢字に改めた。

2 「里」「筑」の略字体はそれぞれ「里之子」「筑登之」と表記した。

3 変体仮名(は、ぬ(え)、あ(て)、う(と)、茂(も)、ふ(より)、メ(して)はそのまま生かし、他は原則として平仮名に直した。

例、機↓き、留↓る、楚↓そ、連↓れ、など。

4 宛(づつ)の意味を示す完は、訂正せずそのまま用いた。

5 朱書の箇所は「」でくくり区別した。

6 原文の抹消は傍点、を文字の左に付した。

7 明らかな誤字・脱字については訂正したり、(マ)と注記した。また、脱字については、「」で訂正した。

8 判読できなかった文字は□や□□で示し、虫損(虫喰)などの理由で判読不可能なものは□□あるいは□□と表記した。

9 収録した史料には原本段階で二つの写しがある場合、収録段階で二つを校合しながら編集した。

10 必要な箇所には編者注を加えたが、必要最少限にとどめてある。

11 原史料にはないが、句読点及び並列点を付した。

12 その他、内容を損わない範囲で編集の都合上変更を加えてある。

13 各号文書ごとに算用数字で通し番号を付した。

14 文書・記録(日記)の内容が関連する場合には枝番号を付した。

15 行間の書き込みが長文に及ぶ場合には関連箇所の文末にまとめた。

16 一五二三号には朱書きで「」のような行消しの記号が頻繁にでてくる。この記号は校正規則上は「」でくるものであるが、編集の都合上「」をはずしてある。

一、一五二〇号「千秋走進貢船帰帆日記」は、文書中に漢文の多い史料で、しかも俗語・別体文字等が入り交じっていた。そこでできる限り本字に直し、同一字も以下の例のように統一した。

〔例〕国・國↓國、 両・兩↓兩、

齎↓齎、 来↓來、 回・回↓回

一、一五二〇号の文書番号は、関連するものであっても和文と漢文を別番号とした。これは整理上の便宜的な措置である。

一、一五二二号「案書」は東京大学法制史資料室と国立公文書館ともに所蔵されている文書であるが、前者は原文書より抜粋された文書であり、後者は最末尾に欠部分があるものの、原文書により近いので、本巻では後者を基にして、前者との重なる部分は、

◎をもって表示した。

一、一五二二号は東京大学法制史資料室の所蔵であるが、原文書からの二種類の写本がある。一つは目録通し番号の付いたもの、もう一つは番号無しの文書である。両者はあきらかに同一の原文書から写されたものであるが、訂正箇所等幾分かの違いがある。また「沖縄県史料」では番号無しの文書を基にして編集されているようなので、参考の意も含めて本巻では目録通し番号のあるものを基にし、幾分かを番号無しの文書から補った。

一、本巻収録の史料の活用については東京大学法学部及び国立公文書館内閣文庫の理解と協力を得た。記して感謝申し上げます。